

令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率

令和元年度の決算に基づき健全化判断比率及び資金不足比率を算定したところ下の表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

健全化判断比率及び資金不足比率の前年度対比

指標		門川町		早期健全化基準	財政再生基準
		令和元年度	平成30年度		
健全化判断比率	実質赤字比率	該当なし	該当なし	15.00	20.00
	連結実質赤字比率	該当なし	該当なし	20.00	30.00
	実質公債費比率	4.5	3.3	25.0	35.0
	将来負担比率	該当なし	該当なし	350.0	—
資金不足比率		該当なし	該当なし	20.0	—

- ・健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。また、いずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。
- ・公営企業会計の資金不足比率が、経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

<1>健全化判断比率

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質的な赤字の標準財政規模に対する比率

令和元年度の門川町の一般会計の実質収支は黒字であり、実質赤字額を生じていないため、実質赤字比率は生じておりません。

$$\text{※ 算式} \quad \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0}{4,255,781 \text{千円}} = 0 \quad (\text{該当なし})$$

- ・一般会計等の実質赤字額 : 一般会計の実質赤字額
- ・実質赤字額 : 実質収支が赤字の額
- ・標準財政規模 : 地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたもの

②連結実質赤字比率

公営企業会計を含めた全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率

令和元年度の門川町の一般会計等の実質赤字額及び公営企業会計の資金不足額は生じておらず、連結実質赤字比率は生じておりません。

$$\begin{array}{l} \text{※ 算式} \quad \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0}{4,255,781\text{千円}} = 0 \quad (\text{該当なし}) \end{array}$$

③実質公債費比率

公債費や公債費に準ずるもの(公営企業債に対する繰出金等)の標準財政規模に対する比率

地方債の発行が平成18年度より「許可制」から「協議制」に移行し、国などの許可は原則として不要になりましたが、この比率が下記に該当する場合、地方債の発行が制限されます。

- (1)18%以上25%未満・・・公債費負担適正化計画を適正に策定し、着実な実行を前提に許可する
- (2)25%以上35%未満・・・一般単独事業債の一部と公用地先行取得債を許可しない
- (3)35%以上・・・一般事業債等の一部(公共、単独等)を許可しない

令和元年度の実質公債費比率は、前年度より1.2ポイント上がりました。

$$\begin{array}{l} \text{※ 算式} \quad \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \\ \\ = \frac{599,432\text{千円} - 406,973\text{千円}}{4,255,781\text{千円} - 373,331\text{千円}} = 4.96\% \text{ (単年度)} \\ \\ (3.94\% + 4.71\% + 4.96) / 3 = 4.5\% \text{ (3力年平均)} \end{array}$$

第16表 実質公債費比率の推移

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実質公債費比率	2.2	3.3	4.5

④将来負担比率

一般財源等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

町債年度末残高や退職手当支給予定額、債務負担行為などの将来に負担すべき負債の総額から、基金や普通交付税算入見込額などの資産を差し引いた額が、標準財政規模（1年間に入ってくる標準的な一般財源の額）の何倍に相当するかを表すもの。

令和元年度の将来負担比率は生じておりません。

$$\begin{aligned} & \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \\ & \qquad \qquad \qquad \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額}) \\ \text{※ 算式} & \frac{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{6, 213, 553千円} - 10, 134, 045千円} = 0 \text{ (該当なし)} \\ & \qquad \qquad \qquad \text{4, 255, 781千円} - 373, 331千円 \end{aligned}$$

<2>資金不足比率

資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率

令和元年度の水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計は、資金不足が生じていないため、資金不足比率は生じておりません。

【水道事業特別会計】

$$\begin{aligned} & \text{資金の不足額} \\ \text{※ 算式} & \frac{\text{事業の規模}}{\text{0}} = \frac{\text{0}}{322, 504千円} = 0 \text{ (該当なし)} \end{aligned}$$

【簡易水道事業特別会計】

$$\begin{aligned} & \text{資金の不足額} \\ \text{※ 算式} & \frac{\text{事業の規模}}{\text{0}} = \frac{\text{0}}{3, 979千円} = 0 \text{ (該当なし)} \end{aligned}$$

・資金の不足額：（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

・事業の規模：営業収益の額－受託工事収益の額